

おいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業費補助金交付要綱

令和4年3月29日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、多くの移住希望者が本市を訪れる機会を創出し本市への移住及び定住の促進により地域を活性化することを目的として、移住を希望する者の現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、予算の範囲内において、おいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 愛媛県外（日本国内に限る。）に居住し、今治市への移住を希望又は検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 宿泊施設旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた市内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 愛媛県外（日本国内に限る。）に居住し、移住希望者とともに現地活動を行う移住希望者の同一世帯員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住希望者であり、かつ、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 市との移住面談等の実施により、市が移住交流相談受付シート又はこれに類する書類の作成を行った者又はこれに類する書類を提出したことが確認できる者
- (2) 市内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者
- (3) 移住希望者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者
- (4) 地方公共団体等による本事業と同様の宿泊費補助金を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者（前条第3号及び第4号に該当する者に限る。）1名が市内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。

2 前項の対象経費は、標準的な1泊2食付きの宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）とし、追加の料理及び付帯施設の利用料金等は含まないものとする。

3 補助対象者が、パッケージツアー（運送サービスと宿泊が不可分一体となっている旅行商品（運送サービスと宿泊のみを構成要素とするものに限る。）をいう。以下同じ。）を利用する場合の対象経費は、当該パッケージツアーの代金をパッケージツアーの構成要素となっている宿泊数に2を加えた数に当該パッケージを利用する人数を乗じた数で除して得た金額とする。
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1人当たり1泊5,000円を上限とし、同一年度中につき6泊分を限度とする。ただし、対象経費が1人当たり1泊5,000円未満の場合は、その対象経費を補助金の額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（現地活動計画等の確認）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として現地活動の出発日から起算して7日前まで（4月25日から5月10日までを出発日とする場合は同年の4月20日まで、12月25日から1月10日を出発日とする場合は直前の12月20日まで）に、おいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業現地活動計画書（別記様式第1号）に申請者及び同行者の居住地を証する書類を添えて、市長に提出し、確認を受けるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、現地活動の帰着日から起算して30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、おいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 前条による確認を受けた今治市現地活動計画
- （2） 宿泊施設に宿泊した領収書等の写し
- （3） その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付額を決定し、申請者に交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨をおいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によ

り申請者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金等の返還)

第10条 市長は前条の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に対し、おいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業補助金返還命令書（別記様式第4号）により、返還を命ずることができる。

(報告及び実地調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは申請者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日付改正）

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和5年1月31日今治市要綱）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日今治市要綱）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。